〃	FUNTELLE	〃	第31628号 平成28年11月30日
〃	NINIVE	〃	第31629号 平成28年11月30日
〃	TONTELLE	〃	第31630号 平成28年11月30日
Triticum aestivum L.	タマイズミR	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	第31563号 平成28年11月10日
Zea mays L.	那交(なこう)907号	〃	第31602号 平成28年11月22日

○国土交通省告示第百十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十九年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　新潟県下之沢地すべり防止区域

新潟県長岡市山古志竹沢字焼山下甲一〇五六番地内三等三角点焼山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱二号を神沢川左岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線、標柱二号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱十四号と標柱一号を芋川右岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域（昭和三十五年建設省告示第二号で指定した下之沢地すべり防止区域を除く。）

基準点から一二九度五五分三三秒　一号
二一〇九・五六〇メートルの地点　一号
標柱一号から二九〇度〇三分四五秒　二号
一七二・三四五メートルの地点　二号
標柱二号から二九三度四五分四〇秒　三号
二一二・〇三八メートルの地点　三号
標柱三号から三四四度〇六分四七秒　四号
三九九・三三六メートルの地点　四号
標柱四号から二三七度〇八分一六秒　五号
四八五・五五八メートルの地点　五号
標柱五号から二七〇度二四分一二秒　六号
二七三・一九四メートルの地点　六号
標柱六号から三一五度二二分三四秒　七号
二二二・八五七メートルの地点　七号
標柱七号から二七二度二四分一二秒　八号
二一〇九・五六〇メートルの地点　八号

○国土交通省告示第百二十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　新潟県池谷地すべり防止区域

新潟県長岡市山古志竹沢字焼山下甲一〇五六番地内三等三角点焼山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三号までを順次結んだ線、標柱三号と標柱四号を平成十七年農林水産省告示第千五百号で指定した新潟県桂谷地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱四号と標柱五号を平成十八年国土交通省告示第千四百四十六号で指定した新潟県朝日川（追加）地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から標柱九号までを順次結んだ線、標柱九号と標柱十号を芋川右岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線、標柱十号と標柱十一号を結んだ線、標柱十一号と標柱十二号を東川右岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線、標柱十二号と標柱十三号を結んだ線及び標柱十三号から標柱一号までを結んだ線に囲まれた区域

基準点から六六度五九分五五秒　一号
二〇一一・五六五メートルの地点　一号
標柱一号から二八四度二三分一〇秒　二号
五二三・一二一メートルの地点　二号
標柱二号から三五四度〇六分〇〇秒　三号
六二三・一六八メートルの地点　三号
標柱三号から二三度四七分一四秒　四号
一〇六四・八四二メートルの地点　四号
標柱四号から三一度四五分二七秒　五号
四一五・四六六メートルの地点　五号
標柱五号から九八度四五分五一秒　六号
二五二・五一一メートルの地点　六号
標柱六号から一三六度五九分四一秒　七号
三六四・八一五メートルの地点　七号
標柱七号から一一三度〇二分〇六秒　八号
一五九・七六一メートルの地点　八号
標柱八号から一四〇度三一分三七秒　九号
六二一・九二五メートルの地点　九号
標柱九号から二〇四度三八分二二秒　十号
五五五・一六〇メートルの地点　十号
標柱十号から二六二度一九分五六秒　十一号
七二三・〇三四メートルの地点　十一号
標柱十一号から一九四度三〇分一三秒　十二号
三四九・〇六九メートルの地点　十二号
標柱十二号から一九〇度三七分四八秒　十三号
二二八・九五二メートルの地点　十三号

二　新潟県長岡市山古志竹沢字焼山下甲一〇五六番地内三等三角点焼山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱十号と標柱一号を芋川右岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

基準点から八七度一五分二七秒　一号
二七六七・二〇七メートルの地点　一号
標柱一号から二六八度四六分〇五秒　二号
一八七・二七〇メートルの地点　二号
標柱二号から三〇二度〇二分三五秒　三号
九一・三二八メートルの地点　三号
標柱三号から三四三度四〇分一九秒　四号
一五〇・七三一メートルの地点　四号
標柱四号から三一八度二六分四二秒　五号
二五八・五六六メートルの地点　五号
標柱五号から一度三八分一五秒　六号
三六六・七三〇メートルの地点　六号
標柱六号から八度三八分〇四秒　七号
三四七・二二一メートルの地点　七号
標柱七号から一〇二度二七分〇九秒　八号
二三七・五一三メートルの地点　八号
標柱八号から三五度三七分二一秒　九号
六三・八一〇メートルの地点　九号
標柱九号から一二五度三七分二〇秒　十号
一二五・三五三メートルの地点　十号

三　新潟県小松倉前沢地すべり防止区域

新潟県長岡市山古志竹沢字焼山下甲一〇五六番地内三等三角点焼山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱十号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

基準点から一四度二三分二五秒　一号
二九八七・四五六メートルの地点　一号
標柱一号から二八度一九分〇七秒　二号
三四四・一六〇メートルの地点　二号
標柱二号から八二度五八分五一秒　三号
四九一・五九四メートルの地点　三号
標柱三号から八八度四七分五七秒　四号
三八五・九五五メートルの地点　四号
標柱四号から一二三度四四分四八秒　五号
九八・七七四メートルの地点　五号
標柱五号から一七四度〇二分二一秒　六号
三七二・六九五メートルの地点　六号
標柱六号から二八三度〇五分五五秒　七号
一九九・九七五メートルの地点　七号
標柱七号から二二二度二五分五一秒　八号
二三五・八三七メートルの地点　八号
標柱八号から二七一度三一分五八秒　九号
二八八・八二八メートルの地点　九号
標柱九号から二七七度三三分五九秒　十号
二三四・四五五メートルの地点　十号

四　新潟県十二平地すべり防止区域

新潟県長岡市山古志竹沢字焼山下甲一〇五六番地内三等三角点焼山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱二号を芋川左岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線、標柱二号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を大下川右岸の河川区域との境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域